

令和6年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録	
1. 開催日時	
令和6年12月24日（火） 13:00～14:30	
2. 開催場所	
県庁17階 1702会議室	
3. 出席者	
委員の定数 13名	
出席委員 11名	
漁業者代表：安藤宗一、山上一男、石神伝、小森一美、徳田幸憲	
遊漁者代表：伊藤達也	
養殖者代表：清水みな子	
学識経験者代表：平工孝義、三井栄、溝口智子、堀江真子	
4. 議題	
議題 7号 岐阜県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者の選出について	
議第 8号 増殖指示の基本方針について	
議第 9号 令和6年増殖実績及び令和7年増殖指示数量について	
議第10号 遊漁規則の一部変更について（諮問）	
議第11号 岐阜県漁業調整規則の一部改正について（諮問）	
議第12号 岐阜県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について	
その他	
報告事項 たも網に係る漁業調整規則等の改正について	
採捕禁止区域等に係る標柱について	
5. 議事の経過	
別添のとおり	

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数 13 名中 11 名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第 6 条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告する。
議第 7 号 岐阜県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者の選出について	
事 務 局	22 期最初の委員会であり、まだ会長及び会長職務代理者が選出されていない。 岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第 4 条第 1 項に基づき、会長について、互選いただきたい。
委 員	会長に平工委員を推薦する。
決議により平工委員が会長に選出された。	
事 務 局	続いて、会長職務代理者について、互選いただきたい。
会 長	会長職務代理者に安藤委員を推薦する。
決議により安藤委員が会長職務代理者に選出された。	
会 長	議事録署名者を依頼。
議第 8 号 増殖指示の基本方針について及び	
議第 9 号 令和 6 年増殖実績及び令和 7 年増殖指示数量について	
会 長	議第 8 号増殖指示の基本方針と議第 9 号令和 6 年増殖実績及び令和 7 年増殖指示数量については関連する議案であることから、まとめて審議する。
事 務 局	増殖指示の基本方針は、令和 6 年 1 月 1 日の漁業権の免許切り替え時においては、免許可否の基準として、県知事が公表していたが、翌年からの基本方針は、内水面漁場管理委員会の名において公表することとなっている。 そのため、令和 7 年 1 月 1 日からの増殖指示の基本方針をお諮りするものである。 令和 7 年の増殖指示の基本方針案については、令和 6 年の基本方針をもとに、今年の増殖実績と漁業権者である漁協からの意見を参考に、文言の修正と見直しを提案するものである。 変更点は次のとおりである。 1 つ目は、あゆと雑魚の増殖金額の一部置き換えを行うことができるとしているところ、認める要件を明確化するために「やむを得ない事由のある場合は、」を追加する。 2 つ目は、にじます、ふな、うなぎ、なまずについては、5 kg 以上と重量での最小限の増殖行為の基準を設けていたが、ふな、なまずについて水田魚道を増殖行為として用いた場合に、重量への換算ができるよう

	基準を明示する。基準は岐阜県水産研究所の研究結果から導き出した。 3つ目は、水産庁の方針にならい、資源の増加を目的とし、その効果に根拠があると認められ、遊漁者への周知が徹底されている禁止区域の設定に係る経費については、増殖行為の経費の対象となるように文言を追加する。 4つ目は、増殖実績はすべての漁業権対象魚種において提出が必要であることを明確にするため、「すべての漁業権対象魚種について」を追加する。 5つ目は、滞留遡上アユの説明について実情にあったものに文言を修正する。 6つ目は、こいに対する指示について、「増殖指示は出さないこととする」に替えて「原則として、増殖は放流以外の手法を行うものとする」に文言を修正する。 7つ目は、放流経費の確保が困難であるとの要望があった場合の指示の変更について「指示数量を算定」から「増殖数量を指示」に文言を修正する。 8つ目は、災害等による漁場の突発的な荒廃が生じた場合の指示数量の変更については、漁協からの要望に応じて行うことができるという実情に合わせて文言を修正する。 9つ目は、放流量確保が困難であることの基準として、経常収益が赤字で放流実績が指示数量以下の漁協を対象とするように文言を修正する。 10個目は、増殖指示数量の減量の魚種ごとの配分について、あゆ、雑魚の遊漁料収入の割合から配分を決定するように算定方法を修正する。 令和6年の増殖実績については、各漁協から、増殖実績の報告を求め、一部を除き漁業権漁場で増殖指示数量が達成されていることを確認した。 増殖指示数量を満たしていなかったものについて、対応案を提示する。 一漁協よりあゆの減免要望があったが、適切な理由があるため、減免を認めることとする。二漁協でにじますの増殖指示未達があったが、あまごの代替放流を行っているため、翌年の加算はしないこととする。二漁協より雑魚の増殖指示数量の一部をあゆへ変更する要望があったが、基本方針に基づいた雑魚の増殖指示数量の30%以内の変更であるため、認めることとする。 続いて、令和7年度の増殖指示数量案を提案する。
会 長	議第8号及び議第9号について何か意見はあるか。
委 員	基本方針案1つ目のあゆと雑魚の増殖金額の一部置き換えを行うため

	のやむを得ない事由にあてはまるのはどのようなものか。
事務局	放流種苗が手に入らなかった場合や、人工ふ化放流の親魚が確保できなかった場合など、客観的に代用の利かない自分たちではどうしようもない事由を想定している。
委員	渓流魚について養殖魚の遺伝子を河川に入れたくないと考えており、発眼卵放流も半野生魚の卵を使用したいと考えている。以上の理由から放流量を減らし、増殖指示数量を満たせなかった場合は対象となるのか。
事務局	放流以外にも産卵場造成の経費や、今回から増殖効果に根拠があると認められ、遊漁者への周知が徹底されている禁止区域の設定にかかる費用も増殖行為の行為に含められるようにしているのでそれらを活用して増殖指示数量を満たしていただきたい。各漁協横並びの同じルールで増殖指示を行っているので理解いただきたい。 ただし、半野生魚の発眼卵が業者から入手することができなかった場合は、やむを得ない事由に当てはまると考えられる。
委員	増殖行為について幅広く見られるようにしているが、漁協が魚にかける金額が減ってしまうことはないのか。
事務局	放流だけで考えると減ることが想定される。ただし、水産庁の見解に従って、放流だけに頼らず、野生魚も利用し、双方を組み合わせることで、魚は増えていくと考えている。
会長	議第8号及び議第9号については原案のとおり決定してよろしいか。
異議なし	
会長	議第8号及び議第9号については原案のとおり決定することとする。
議第10号 遊漁規則の一部変更について	
事務局	漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたものである。遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件である。 申請漁協は、揖斐川久瀬漁協、岐阜県矢作川漁協、宮川漁協の三漁協である。 内共第10号の揖斐川久瀬漁協からは、特定釣漁場における料金の改定について申請があった。変更理由は、放流用の魚の高騰により料金を見直すためである。特定釣漁場に要する費用の額に比して妥当なものであると考えられる。 内共第35、36号の岐阜県矢作川漁協からは、あゆ漁業におけるルールの一部解禁及び遊漁料の改定について申請があった。変更理由は、若い釣り人を誘致するため、物価の上昇に伴う経費増加から、遊漁料を見直すためである。行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を

	不当に制限するものではなく、水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであると考えられる。 内共第38、41号の宮川漁協からは、あゆ漁業におけるリールの一部解禁、遊漁料の改定及び減免時の身分証明提示が不要な者の変更について申請があった。変更理由は、あゆ漁業において、リールを用いたあゆ釣りを全面禁止から一部解禁へ改めるため、物価の上昇に伴う経費増加から遊漁料を見直すため、高校生が減免を受けるときには学生証等の提示を求めるためである。リールの一部解禁については、行使規則も同様に変更することとしており、また、減免の対象を確認する行為の変更であることから、遊漁を不当に制限するものではないと考えられる。遊漁料の改定については、水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであると考えられる。
会 長	議第10号について何か意見はあるか。
意見なし	
会 長	議第10号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第10号について「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第11号 岐阜県漁業調整規則の一部改正について	
事 務 局	漁業法第57条第5項、同法第119条第8項及び水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたものである。 今回の一部改正は法の改正に伴い、全都道府県一斉に実施するもので、改正内容は3点ある。 1つ目は、国際的な漁獲規制の枠組みにおいて決定された措置の履行等に合わせて、漁業法が改正されたことに伴い、漁船の操業位置を把握するために、備付け、常時作動を命じられた衛星船位測定送信機等について、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないとの規定に応じ、規則第47条に第2項を定める。 2つ目は、刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等する改正が行われたことに伴い、規則第53条第1項中の「懲役」を「拘禁刑」に改める。 3つ目は、自然人を対象とすることを明確化するため、規則第53条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第54条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。
会 長	議第11号について何か意見はあるか。
意見なし	
会 長	議第11号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。

異議なし	
会 長	議第 1 1 号について「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第 1 2 号 岐阜県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について	
事 務 局	漁業法の規定による処分にかかる意見の聴取に関する手続きとして、公示の方法として、「岐阜県公報に掲載し、かつ、岐阜県庁前の掲示場に掲示して行う」こととしていたが、「インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする」と改めるものである。 また、漁業法の改正に伴い、規程内の漁業法の条項のずれを正しい条項に変更するものである。
会 長	議第 1 2 号について何か意見はあるか。
意見なし	
会 長	議第 1 2 号については原案のとおり決定してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第 1 2 号については原案のとおり決定することとする。
報告事項 たも網に係る漁業調整規則等の改正について及び 採捕禁止区域等に係る標柱について	
事 務 局	岐阜県漁業調整規則第 3 8 条の漁具漁法の制限において、細かな目合いの網の使用が禁じられていることから、子どもが川遊びでもたも網を使うことができるように、岐阜県漁業調整規則の改正と、各漁協の遊漁規則への規定について進めている。 また、採捕禁止区域等に係る標柱について、安全性の保障ができないことから、強固な基礎に設置されている 3 本を除きすべての標柱を撤去した。 禁止区域等が分かりにくくなったことから、禁止区域の位置を示した電子マップを作成し、インターネット上に公開するため準備を進めている。
委 員	ほとんどの子供たちはたも網を使うことができないことを知らない。規則を守ってもらうには、広く周知する必要がある。
事 務 局	遊漁全般のことが周知できるようなものを作成できるように検討している。
委 員	大人でもたも網が使えないことを知らないことが多いので周知を是非していただきたい。
閉 会	